

薬局・店舗販売業の業務を行う体制のチェック表（1 / 2）

(店舗情報)

薬局・店舗の名称		
薬局・店舗の開店日・開店時間		
週当たりの薬局・店舗の開店時間	時間／週 (* 1)	
要指導医薬品を販売・授与する開店時間 (常時, 医薬品の販売・授与に従事する薬剤師が必要)	有・無	時～時 (合計 時間／週)(* 2)
第1類医薬品を販売・授与する開店時間 (常時, 医薬品の販売・授与に従事する薬剤師が必要)	有・無	時～時 (合計 時間／週)(* 3)
要指導医薬品又は一般用医薬品を販売・授与する開店時間 (常時, 医薬品の販売・授与に従事する薬剤師又は登録販売者が 必要)	時～時 (合計 時間／週)(* 4)	
要指導医薬品又は第1類医薬品を販売・授与する開店時間 (常時, 医薬品の販売・授与に従事する薬剤師が必要)	時～時 (合計 時間／週)(* 5)	
要指導医薬品又は一般用医薬品の情報提供を行う場所数	(* 6)	
要指導医薬品又は第1類医薬品の情報提供を行う場所数	(* 7)	
一日平均取扱処方箋数(薬局のみ)	枚	

【次の条件が満たすことが必要】

☆体制省令第1条第1項第2号に規定される薬剤師数が必要【薬局のみ】

☆第2, 3類医薬品を販売する時間内は, 常時, 医薬品の販売・授与に従事する薬剤師又は登録販売者
(研修中の登録販売者※を除く)が必要

※規則第15条第2項に該当する者を, チェック表では研修中の登録販売者と表現しています。

☆要指導医薬品又は第1類医薬品を販売する時間内は, 常時, 医薬品の販売・授与に従事する薬剤師が必要

必要な条件	要件内容
$(* 8) \geq (* 1)$ 【薬局のみ】	調剤に必要な薬剤師(薬局の営業時間内は常時配置)
$\{(* 8)+(* 9)\} / (* 6) \geq (* 4)$ 【(* 6) が1の場合】	要指導医薬品・一般用医薬品販売に必要な資格者
$\{(* 8)+(* 9)+(* 10)\} / (* 6) \geq (* 4)$ 【(* 6) が2以上の場合】	
$(* 4) \geq (* 1) / 2$	要指導医薬品・一般用医薬品販売に求められる時間
$(* 8) / (* 7) \geq (* 5)$	要指導医薬品・第1類医薬品販売に必要な薬剤師
$(* 2) \geq (* 4) / 2$	要指導医薬品販売に求められる時間
$(* 3) \geq (* 4) / 2$	第1類医薬品販売に求められる時間

薬局・店舗販売業の業務を行う体制のチェック表（2 / 2）

薬局・店舗の名称 _____

(資格者情報) 資格者の該当：薬剤師→薬 登録販売者→登 該当するものに○

	資格者の 該当	氏 名	登録番号	登録年月日	週当たりの 勤務時間	備考	
		住 所					
管理者	薬						
	登						
管理者以外	薬						
	登						
	薬						
	登						
	薬						
	登						
	薬						
	登						
	薬						
	登						
	薬						
	登						
	薬						
	登						
	薬						
	登						
	勤務時間合計	薬剤師 合計				(* 8)	
		登録販売者 合計				(* 9)	
研修中の登録販売者 合計				(* 10)			

- ※ 薬剤師にあって業務条件がある場合、備考欄に「調剤のみ」「医薬品販売のみ」を記入する。
- ※ 研修中の登録販売者の場合、備考欄に「研修中」を記入し、週当たりの勤務時間数を()で記載する。* 9の合計時間に、研修中の登録販売者の勤務時間は計上しないこと。